

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障がい者（知的障がい児を含む。以下同じ。）に対する県民の理解を深めるとともに、県内におけるその育成環境の整備に関する事業を行い、知的障がい者およびその家族の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障がい者の人権尊重のための社会啓発事業
- (2) 知的障がい者の福祉の振興を図るための調査研究事業
- (3) 知的障がい者の生活指導および職業指導の充実強化ならびに重度障がい者の育成支援に係る相談事業
- (4) 知的障がい者の自立に向けた活動支援および就労支援の事業
- (5) 知的障がい者および保護者等の相互研修と意識昂揚を図るための交流会等の事業
- (6) 知的障がい者のための関係団体との交流および協力の事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 知的障がい者および知的障がい者の保護者等をもって組織した団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 特別会員 この法人の目的達成に係る学識経験者等で総会において推薦されたもの
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または法人その他の団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負い、賛助会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長に届けなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議において当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行おうとする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散し、または死亡したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 すでに納入した会費、その他の拠出金品は返金しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書、および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の日時および場所、総会の目的である事項があるときはその事項その他法令で定める事項を示して、総会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項
(書面表決等)

第 20 条 正会員は、他の正会員である代理人によって総会の議決権を行使することおよび書面による議決権の行使をすることができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および出席した正会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の 3 名を副理事長とする。

3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事長、理事または監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定める書類を添えて、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長および副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事および監事は、再任されることができる。

5 理事または監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事長に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事および監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事業の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(参与および顧問)

第 30 条 この法人に、参与および顧問を置くことができる。

2 参与および顧問は、理事会が任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。

3 参与は、理事長より会務の重要な事項について、諮問を受けて答申を行うとともに、

理事長に建議することができる。

- 4 顧問は、会務について理事長に助言するものとする。
- 5 参与および顧問は、理事会が必要と認めた場合は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 6 参与および顧問は、無報酬とする。
- 7 参与および顧問には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および副理事長の選定および解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副理事長が理事会を招集する。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長および監事は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(基本財産)

第 39 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、滋賀県知事に提出しなければならない。

(事業報告および決算書)

第 42 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、通常総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、そ

の他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事の名簿

(3) 理事長の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項各号および前項各号の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 事務局

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の事務処理に関する規程は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、久保厚子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

基本財産（第 39 条関係）

財産種別	場所・物量等	
基本財産預金	滋賀銀行 普通預金	3,615,036 円
	滋賀銀行 定期預金	12,384,964 円
	合 計	16,000,000 円